新潟市告示第205号

新潟市岩室地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、新潟市岩室地区公民館使用料の収納を令和 5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中 原 八 -

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区西中860番地	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター
新潟市岩室地区公民館	理事長 若 林 孝